第六号の五様式（第二十八条の十八関係）（平一八国交令九三・追加、平一九国交令一九・令元国交令二〇・一部改正）

（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

| 写真 |
|---|

住　所
氏　名
職　名
生年月日

右は、港湾法第五十六条の二の十四第一項の規定により登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間
発行機関名

発行機関印

---

（裏）

港湾法抜粋

（報告及び検査）

第五十六条の二の十四　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。